

9 三重県総合防災訓練について

1 目的

防災関係機関等相互の連携を強化しつつ、より実践的な訓練を実施し、災害対策基本法、三重県地域防災計画の円滑な運用を図るとともに、災害時における各機関の緊密かつ有機的な連携の確認、防災活動に関する技術の向上及び広く県民の防災意識の高揚を目的として実施します。

2 訓練内容

(1) 実動訓練

① 近畿府県合同防災訓練〔10月30日(土)～31日(日)〕

三重県中部を震源とする直下型地震の発生を想定した訓練を、防災関係機関等の参加により総合的に実施します。

なお、本訓練は、三重県総合防災訓練、近畿2府7県合同防災訓練、緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練、津市総合防災訓練が共催となります。

主催：消防庁、三重県、三重県消防長会、津市

実施日時：平成22年10月30日(土)

・緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練(1部訓練)

平成22年10月31日(日)

・三重県総合防災訓練 ・近畿2府7県合同防災訓練

・緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練(2部訓練)

・津市総合防災訓練

訓練参加機関：約180機関 参加県隊：三重県、福井県、滋賀県、京都府
大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県

実施場所：ニューファクトリーひさい工業団地、メッセウイング・みえ
伊勢湾ヘリポート

② 伊勢志摩広域防災拠点活動訓練〔5月30日(日)〕

伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町参加のもと、伊勢志摩広域防災拠点において、「局地的豪雨により、警戒水位を超えている状況下で南海トラフを震源とするプレート境界型地震が発生した状況」を想定した訓練を防災関係機関等の参加により総合的に実施します。

主催：三重県、伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気町、明和町、大台町

玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町

(2) 図上訓練

県災害対策本部の大規模災害時における対処能力の向上を図るとともに、三重県地域防災計画、三重県災害対策本部体制及び活動計画・各種マニュアル等を検証するために実施します。

- | | | |
|-----|------------------|------------|
| 第1回 | 災害対策本部事務局設置・運営訓練 | 〔5月10日(月)〕 |
| 第2回 | 災害対策本部設置・運営訓練 | 〔8月10日(火)〕 |
| 第3回 | 災害対策本部総合運営訓練 | 〔2月9日(水)〕 |

(3) 非常参集・伝達訓練

三重県地域防災計画に基づき「三重県職員非常参集・伝達訓練」を抜き打ちで実施し、非常時における県職員の迅速な参集について検証します。

- | | |
|------------------|------------|
| ・情報伝達訓練(防災危機管理部) | 〔4月11日(日)〕 |
| ・情報伝達訓練(全職員) | 〔4月20日(火)〕 |
| ・非常参集訓練(防災危機管理部) | 〔4月22日(木)〕 |
| ・非常参集訓練(全職員) | 〔未定〕 |

(4) 他府県連携訓練

近隣府県との災害応援協定等に基づき、災害時の連携強化を図るため各府県が持ち回りで実施します。

- | | | |
|---|--------------------------|------------------------|
| ① | 4県(三重・和歌山・徳島・高知)共同津波避難訓練 | 〔8月1日(日)〕 |
| ② | 中部ブロック緊急消防援助隊合同訓練 | 〔10月15日(金)～16日(土)、岐阜県〕 |
| ③ | 緊急消防援助隊全国合同訓練 | 〔6月4日(金)～5日(土)、愛知県〕 |
| ④ | 中部9県1市情報伝達訓練 | 〔12月予定〕 |

(5) その他(非常通信訓練)

- | | |
|----------------------|------------|
| ・全国非常通信訓練 | 〔6月中旬予定〕 |
| ・東海地方非常通信協議会独自非常通信訓練 | 〔12月～3月予定〕 |

3 スケジュール

次ページのとおり

平成22年度 総合防災訓練スケジュール

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実動訓練		● 伊勢志摩広域防災 拠点訓練 5月30日(日)					● 近畿府県合同防災訓練 緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練 10月30日(土)~31日(日)					
図上訓練		● 第1回 災対本部事務局 設置・運営訓練 5月10日(月)			● 第2回 災対本部 設置・運営訓練 8月10日(火)						● 第3回 災対本部 総合運営訓練 2月9日(水)	
非常参集訓練 情報伝達訓練	● 情報伝達訓練(防災危機管理部)4月11日(日)	● 情報伝達訓練(全職員)4月20日(火) ● 非常参集訓練(防災危機管理部)4月22日(木)	非常参集訓練(全職員)									
他府県連携訓練		● 緊急消防援助隊全国合同訓練 6月4日(金)~5日(日)			● 4県津波避難訓練 8月1日(日)		● 緊消防隊中部ブロック訓練 10月15日(金)~16日(土)		● 中部9県1市訓練 12月予定			
非常通信訓練			● 全国訓練 6月中旬予定						● 東海地方訓練 12月~3月予定		●	

10 三重県広域防災拠点施設整備について

1 経緯

阪神・淡路大震災のような広域的な災害が発生した場合、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するために、広域的な活動拠点を平常時から確保しておく必要があることから、平成8年度に「三重県広域防災拠点施設基本構想」を策定し、県内5つのエリアごとに防災拠点を整備することとしています。

拠点の名称	配置エリア	整備状況
北勢拠点	北勢地域北中部	未定
中勢拠点	北勢地域南部～中南勢地域北部	H13年度整備済
伊勢志摩拠点	伊勢志摩地域北部～中南勢地域東部	H21年度整備済
伊賀拠点	伊賀地域	H22～24年度
東紀州拠点	東紀州地域	H19年度整備済

2 広域防災拠点の機能

機能		概要
災害時	空輸機能	○被災地域外から被災地域内への救援物資及び要員の輸送、被災地域内から被災地域外への重症患者の搬送等のためのヘリポート
	物資集配機能	○物資の荷捌き・一時保管、駐車スペース（トラックターミナル等）
	応援要員等受入機能	○応援要員等を受け入れ、一時的な滞在のためのスペースを提供するとともに、被災地への搬送支援等
	情報通信機能	○災害対策活動の展開に必要な情報を集約・発信・共有化できるようにするための情報・通信設備（防災行政無線設備）
	連絡・調整・決定機能	○現地災害対策本部の運営に必要な施設・スペース等
平常時	保管機能	○応急復旧用資機材等を備蓄するための保管施設
	教育・訓練・啓発機能	○市町や防災関係機関、自主防災組織等の訓練や研修 ○県民に対する防災知識の普及啓発活動等

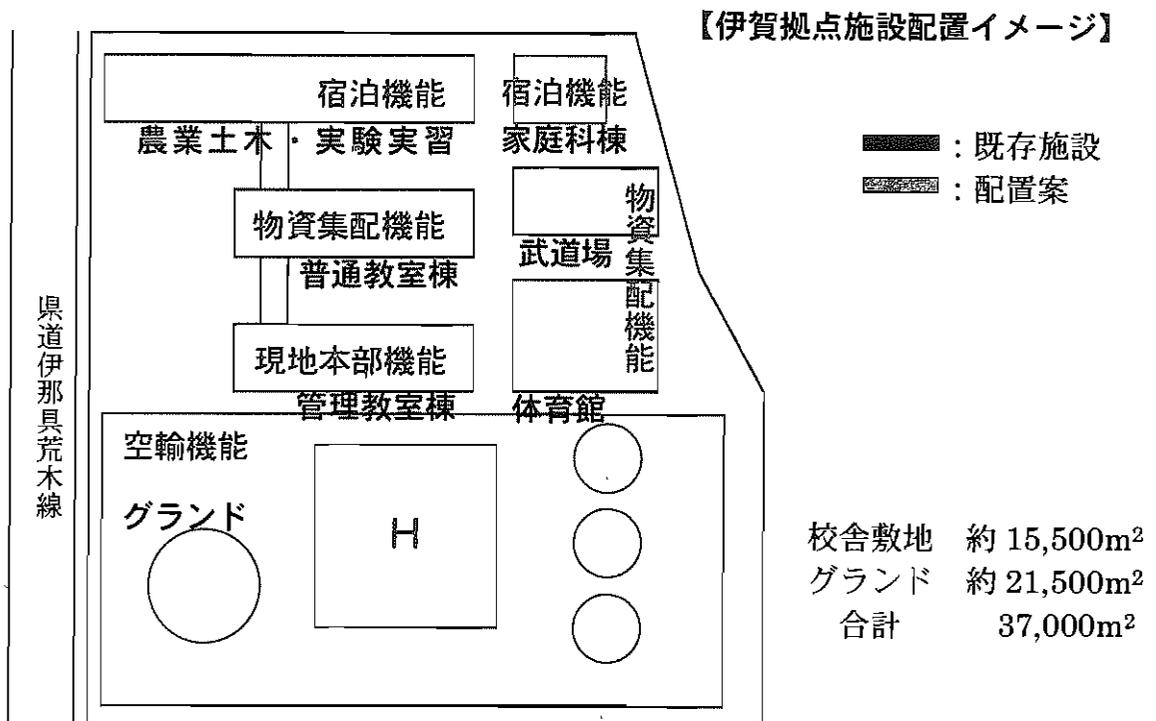
3 伊賀広域防災拠点施設の整備等

伊賀地域は、東海・東南海・南海地震による被害が比較的少なく、当該地震の際には県内の他地域の支援拠点として機能すること、関西方面からの支接受入窓口としても機能することから、伊勢志摩広域防災拠点に引き続き、三重県立上野農業高校（平成22年度末に閉校予定）跡地に、伊賀地域の広域防災拠点施設を整備することとしました。平成22年度は、地形測量及び防災拠点施設詳細設計を実施する予定です。

なお、北勢地域については、防災関連の既存施設や人口集積状況等の防災上考慮すべき地域特性を踏まえて、伊賀拠点の整備完了予定である平成24年度末までに、検討していきます。

【伊賀拠点整備計画（案）】全体事業費 約4億円（概算）

H22年度	H23年度	H24年度
地形測量 防災拠点施設詳細設計	地質調査 校舎改築実施設計 拠点施設工事 (側溝等構造物)	拠点施設工事 (舗装工) 校舎改築工事 備蓄資機材整備



上野農業高校上空写真

広域防災拠点〈伊賀拠点〉施設整備事業

上野農業高校22年度末閉校

■ 防災拠点施設予定地
■ 学校用地

校舎敷地
約15,500㎡

グラウンド
21,500㎡



1 1 三重県防災通信ネットワークについて

1 現状

三重県防災通信ネットワークは、衛星系、地上系及び有線系で構成されており、非常時においても各県庁舎、市町及び防災関係機関との通信の確保をしています。

地上系及び有線系は平成 15 年度から 17 年度の 3 カ年で約 6 0 億円をかけ整備を行いました。

(1) システムの概要

県防災通信ネットワークは、県と市町、消防本部、警察署、災害拠点病院等の医療機関及び国等の防災関係機関の災害時における迅速かつ的確な情報の収集連絡を行うため、地上系、有線系及び衛星系の各通信網を併用したシステムです。

そこで、使用される無線通信装置、非常用発電機、直流電源装置などは、最適な状態で運用するため、無人の中継所を含め、県庁統制局で一元的に管理しています。

平成 2 2 年 4 月 1 日現在（移動系は除く）

機 関 名		設置数	内訳		
			地上系	有線系	衛星系
中継所		2 4	2 4		
県庁舎等		1 4	1 3	1 4	1 4
端末局		1 4 1	1 1 8	7 7	1 0 5
端 末 局 内 訳	市 町	6 4	4 9	4 9	6 3
	消防本部	1 5	1 5	1 5	1 5
	警察署関係	1 9	1 9	0	1
	医療関係	1 5	1 4	0	7
	報道関係	3	3	0	3
	県地域機関、県関係	1 2	1 2	1 1	6
	国、ライフライン	1 3	6	2	1 0
合計		1 7 9	1 5 5	9 1	1 1 9

(2) 衛星系防災行政無線

衛星系防災行政無線については、平成 5 年度に県機関をはじめ、市町、消防本部、防災関係機関に整備しましたが、設備の老朽化や情報の多様化・大容量化に対応するため、次世代機器への更新を行っていく必要があります。

このため、平成 2 1 年度に、三重県防災会議に衛星系防災行政無線更新検討専門部会を設置し、衛星系防災行政無線の更新・次世代化にあたり必要なシステム構成、設置個所等について、災害時の通信確保や費用対効果の観点から検討を行いました。

次世代衛星系防災行政無線の整備にあたっては、地上系防災行政無線との複線化を図るため、市町災害対策本部が設置される庁舎、消防本部・自衛隊など救出・救助に関わる機関、県外との通信や映像情報の交換が必要な機関に整備します。

可搬型地球局については、被災現場映像の伝送等に活用できるため、必要な箇所へ効率的に搬送できる 15 消防本部に配備します。

2 今後の対応

(1) 気象警報・注意報の変更

気象庁では、平成 22 年 5 月 27 日より警報及び注意報の対象区分を 2 次細分区域（北部、中部、東紀州等）から市町単位に変更することに伴い、気象庁の気象情報システム（データ配信）を見直すこととしています。（平成 22 年度末）

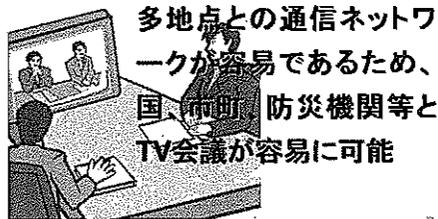
このため、気象庁の見直しに合わせて自動的に市町へ防災気象情報を配信できるよう、県の防災通信ネットワークシステムの改修を行っています。（平成 21、22 年度の 2 カ年）

(2) 衛星系防災行政無線整備の更新・次世代化について

平成 22 年度は 15 消防本部に次世代可搬型地球局を配備するとともに、平成 23 年度以降の整備について関係機関等と調整を進めていきます。

衛星系システム更新(次世代化)

★TV会議による多地点通信

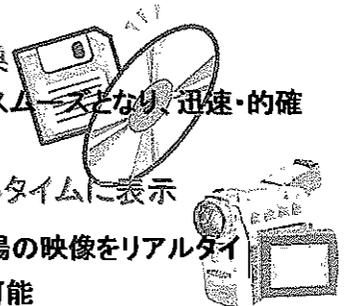


★電子データでの情報交換

災害時の情報収集、解析がスムーズとなり、迅速・的確な災害対策に寄与

★災害現場の映像をリアルタイムに表示

可搬型地球局により、災害現場の映像をリアルタイムで災害対策本部に送ること可能



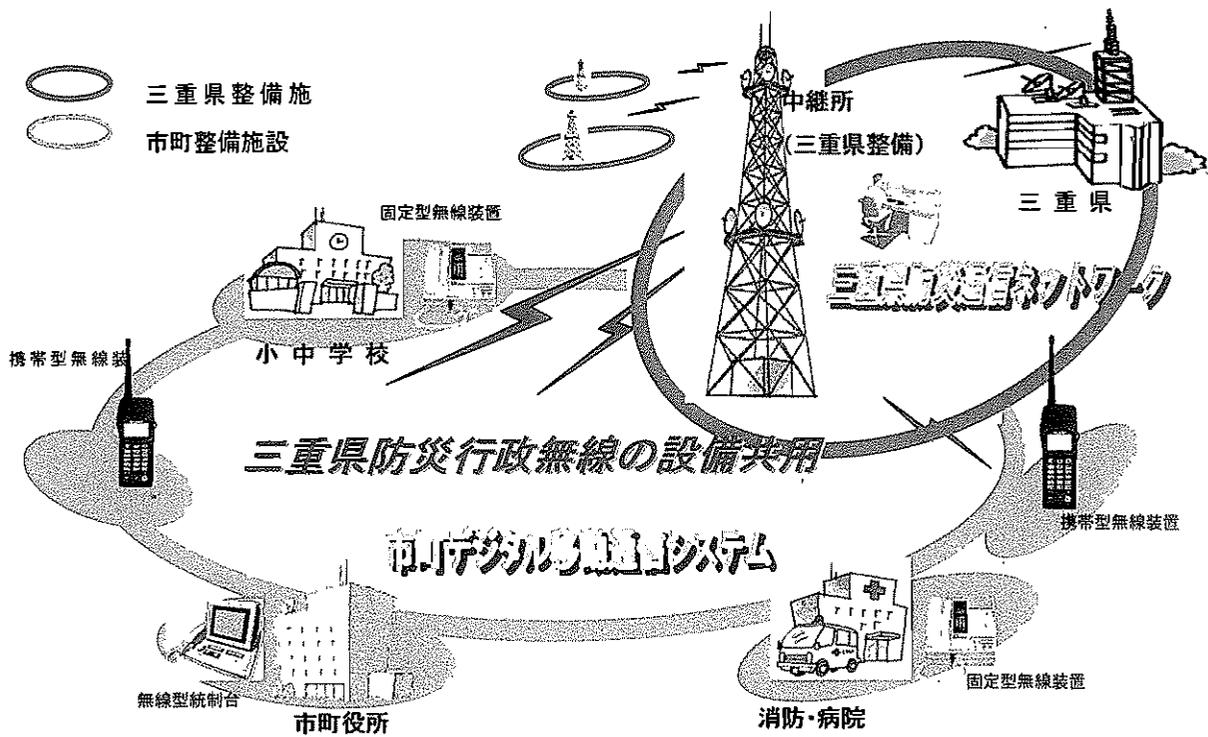
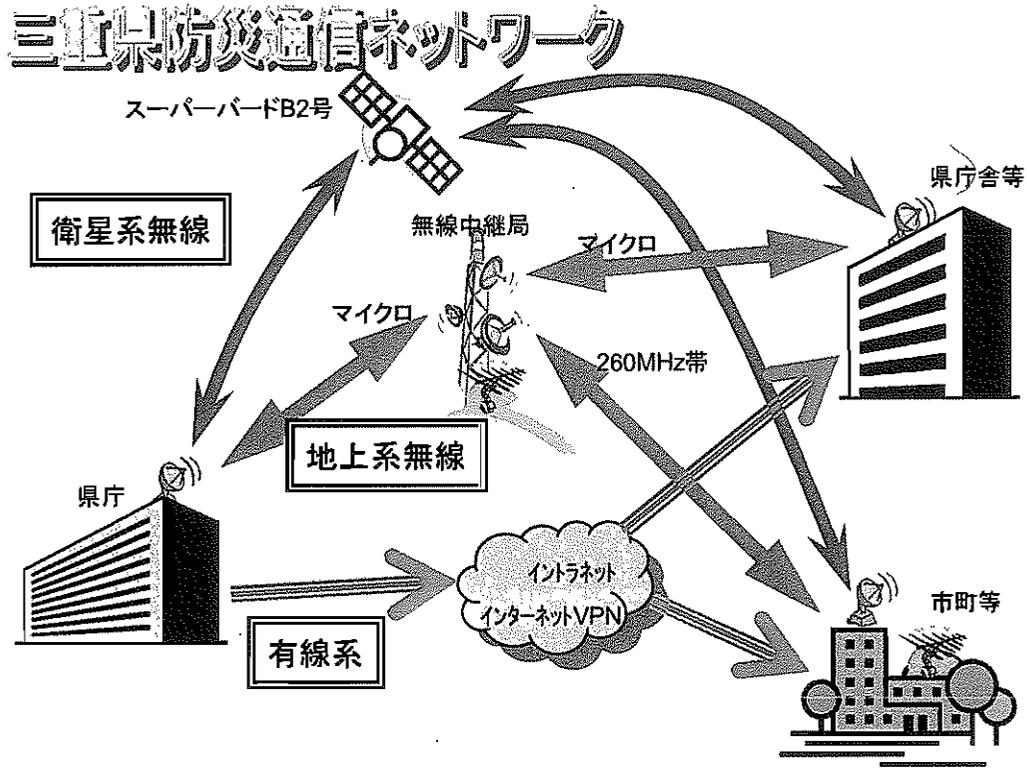
(3) 市町等への支援

市町村防災行政無線（移動系）及び消防救急無線に今後割り当てられる周波数が、当県と同じ 260 MHz 帯であることから、災害時における相互の連携が容易になること、また、無線サービスエリアが重なることで、中継基地局の電源設備や建屋、鉄塔といった設備面の共用を行うことや、無線システム全体の共用を行い、無線基地局整備の負担軽減を図ることなど、市町の整備コストの低減が図られる可能性が広がりました。

市町等の再整備については、適宜相談を受けており、県設備との共有を含めてアドバイス等を行っています。また、必要に応じて国にも働きかけ、協力を行っています。

- ・ 防災行政無線（移動系）を県と共有整備の市町：鳥羽市、大紀町、名張市
- ・ 中継基地局設備の共用市町：多気町、松阪市、津市

参考イメージ



1 2 防災情報提供プラットフォームについて

1 現状

防災情報提供プラットフォームは、県民の安全・安心の確保を目指し、県民の生命と財産を守るために、防災に関する各種情報を一元的に集約し、インターネットホームページや電子メール等の身近なメディア、簡易なツール等を用いて提供することにより、個人の意思決定をサポートすることを目的としています。

平成15年9月1日から防災情報総合サイト「防災みえ.jp」ホームページを開設するとともに、電子メールによる情報提供を開始し、同年12月7日からは携帯電話版ホームページの運用を開始しています。

システムの概要

防災情報提供プラットフォームは、①「防災みえ.jp」と②防災情報システムで構成されています。

①「防災みえ.jp」

県が収集した気象情報、ライフライン情報、被害情報等を県民等に提供するシステムで、入手した情報を自動で更新しリアルタイムに提供をおこなっています。

ホームページには、日本語版、英語版及びポルトガル語版を提供しています。また、携帯電話用サイトも運用しています。

さらに、県民への気象情報等のメール配信を行っており、現在約3万件の登録があります。

②防災情報システム

災害対策本部設置時に、関係市町から被害情報を収集するシステムです。

2 防災情報提供プラットフォームの更新・再構築について

平成21年度から2カ年をかけて次世代の防災情報提供プラットフォームの再構築を実施しています。

①気象庁の注意報・警報発表区域の変更等への対応

平成22年5月27日から気象庁が実施する市町村単位の警報・注意報など新たな気象情報等に対応するとともに、防災メール配信サービスの高速化を実施します。

「防災みえ.jp」ホームページ、携帯電話版ホームページ、メール配信サービスにおいて提供中の気象情報等は多方面で活用いただいているため、気象庁の新しい気象情報等に対応します。

また、利用者増加に伴うメール配信の遅延に対処するため、高速化技術とノウハウを有する専門事業者へ外部委託することにより、メールの安定配信および高速化を行います。

②ウェブアクセシビリティ等への対応

平成22年度末までに、見やすく操作しやすい画面表示、音声読み上げソフト対応、多言語化など多くの人が閲覧できるホームページをつくります。

「防災みえ.jp」ホームページでは、高齢者・障がい者・外国人等の利便性が向上するよう「三重県ウェブアクセシビリティガイドライン」の適用を行います。

日本語版、英語版、ポルトガル語版ホームページに加えて、更なる多言語化（中国語、韓国語、スペイン語）に対応いたします。（6カ国語対応となります。）

③ホームページの信頼性向上

平成22年度末までに、配信方法の抜本的な見直しを行い、災害時の大量アクセス時の安定配信を実施します。

平成19年4月15日の三重県中部地震では大量アクセスが短時間に集中し、また、平成20年9月19日の台風13号では接近に応じてアクセスが急増し、「防災みえ.jp」ホームページが一時的に閲覧できないという状況が発生しました。

こうした事態を受け、現行システムにおいても対策を講じてきましたが、応急対策だけでは今後も再発する可能性があることから、システム自体の再構築を行うとともに、配信方法の抜本的な見直しを行い、災害時の安定した運用を可能とします。

5月27日(木)から市町を対象として

気象警報・注意報

が発表されます(気象庁)

テレビやラジオでは、市町をまとめた地域名での発表になる場合があります。

例 中部大雨・洪水警報(従来) → 津市大雨・洪水警報(新)

より具体的に該当する市町へ気象警報・注意報が発表されます。

三重県防災危機管理部では

▶ 防災みえ.jpのメール配信を更新!

5月27日(予定)からリニューアルしたメール配信を提供します。

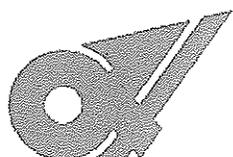
現在の登録者情報はそのまま移行しますので、余計な手続きは必要ありません。(その後、必要な情報に変更いただけます。)

▶ 防災みえ.jpのホームページは平成22年度末更新へ

ご迷惑をおかけしてすみません。

気象庁のデータ形式の変更は平成22年度末までかかるため、ホームページの更新も遅れます。

当面の対応として、2次細分区分(北部、中部、伊賀、伊勢志摩、紀勢・東紀州)の気象情報を継続するとともに、気象庁や日本気象協会のホームページと連携して、市町単位の情報も提供します。



知る・備える・行動する

三重県防災危機管理部

防災みえ.jpの メール配信について



市町単位での気象警報・注意報の発表が始まることに
伴い、防災みえ.jpのメール配信が新しくなります。
(5月27日運用開始)

▶配信時間が短縮されます！

- 現在のメール配信と比べて、情報が発表されてから受信者がメールを受け取る時間は1/4以下になります。(3万人のユーザーに6分以内)

▶必要な情報をきめ細かく選択できます！

- 気象警報・注意報は、7種類の警報と16種類の注意報から個別に選択可能です。
(情報が必要な市町を複数選択することができます。)
- 地震情報(津波情報)は、震度3以上と震度5強以上で選択可能です。
- 台風情報は、暴風警戒域の近づくタイミングに合わせて配信メールを選択できます。

▶簡単に登録できます！

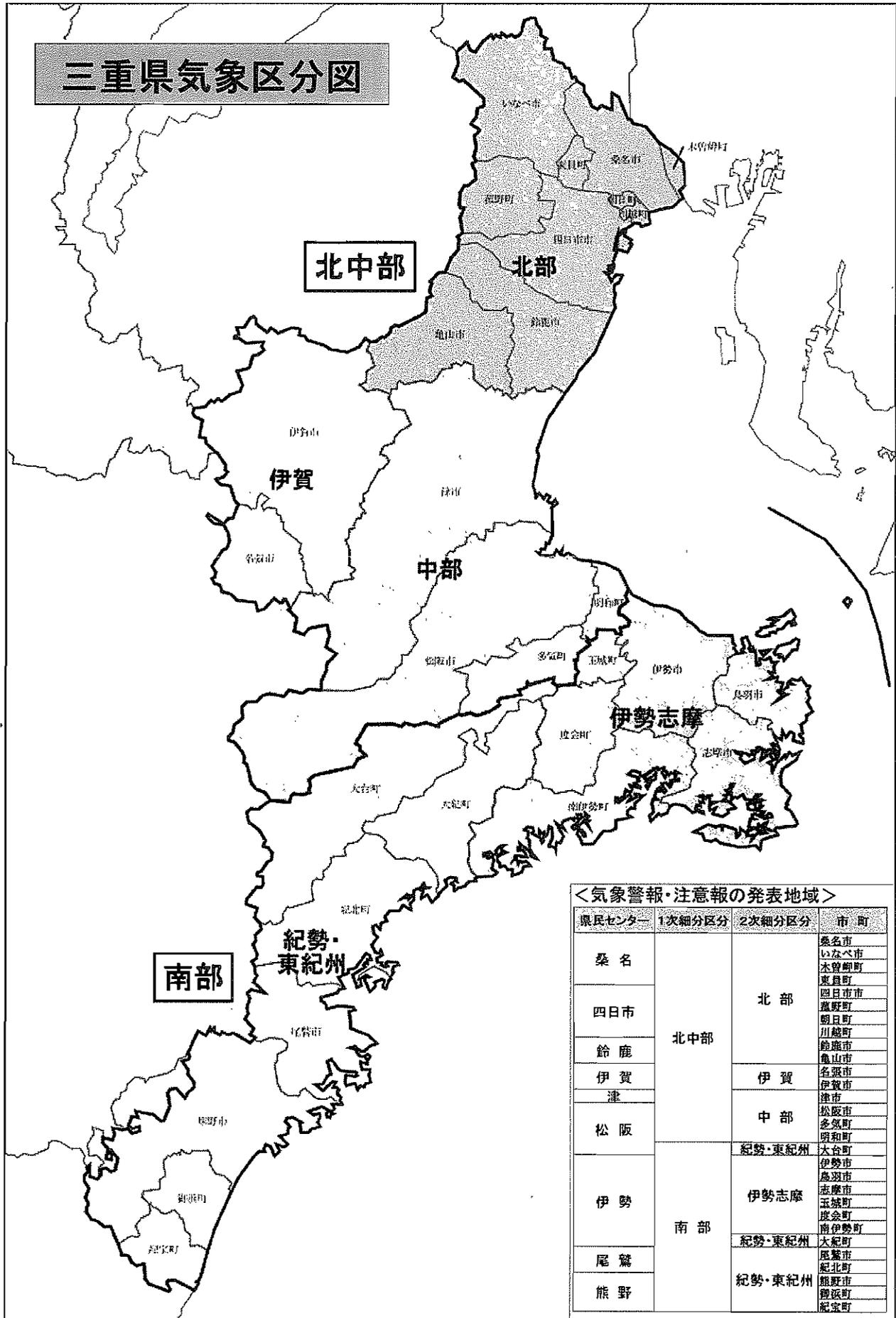
- メール登録のおすすめ設定はワンタッチ登録ボタンで、さらに細かい設定を行いたい場合は利用者が選択することができます。

▶現在の登録者情報はそのまま移行します！

- 現在の登録者情報はそのまま移行しますので、余計な手続きは必要ありません。(その後、必要な情報に変更いただけます。)



三重県気象区分図



<気象警報・注意報の発表地域>

県民センター	1次細分区分	2次細分区分	市・町
桑名	北中部	北部	桑名市
四日市			いなべ市
			木曾町
			東員町
鈴鹿			四日市市
			菟野町
伊賀			朝日町
			川越町
津			伊賀市
			津市
松阪	中部	松阪市	
	多気町		
伊勢	紀勢・東紀州	大台町	
		伊勢市	
	伊勢志摩	鳥羽市	
		志摩市	
		玉城町	
		度会町	
		南伊勢町	
		紀勢・東紀州	大紀町
	尾鷲	紀勢・東紀州	尾鷲市
			紀北町
熊野市			
熊野		熊野町	
		紀宝町	

1 3 活断層調査について

1 これまでの経緯

- ・ 平成 17～19 年度の 3 か年にわたる名古屋大学との共同研究「活断層の位置情報の整備に関する調査研究」において、熊野から新宮にかけて、活断層が存在する可能性を示す地形が新たに発見されました。
- ・ その後、県防災会議活断層調査部会での議論を経て、関係自治体（和歌山県、新宮市、熊野市、御浜町、紀宝町）等への説明を行い、平成 20 年 12 月 12 日の常任委員会において、発見された事実を公表しました。
- ・ 平成 21 年度からは、同地形に関して、活断層の存否の確認や、分布等について検討するための基礎資料を得ることを目的として、調査を開始しています。

2 平成 21 年度調査結果の概要

平成 21 年度は、以下のような調査を実施しました。

- 現地踏査を行う等、現地の地形の状況について確認を行いました。
- 平成 22 年 1 月には、熊野市有馬町内で群列ボーリング（ある方向に直線的に複数本のボーリングを設定し、同方向の浅部における地質状況を把握する方法）を実施し、同地域における地層の堆積状況を確認しました。
しかし、活断層の存否について、確実に断言できるまでの知見は得られなかったため、さらに明確化するための調査が必要となっています。

3 今後の対応

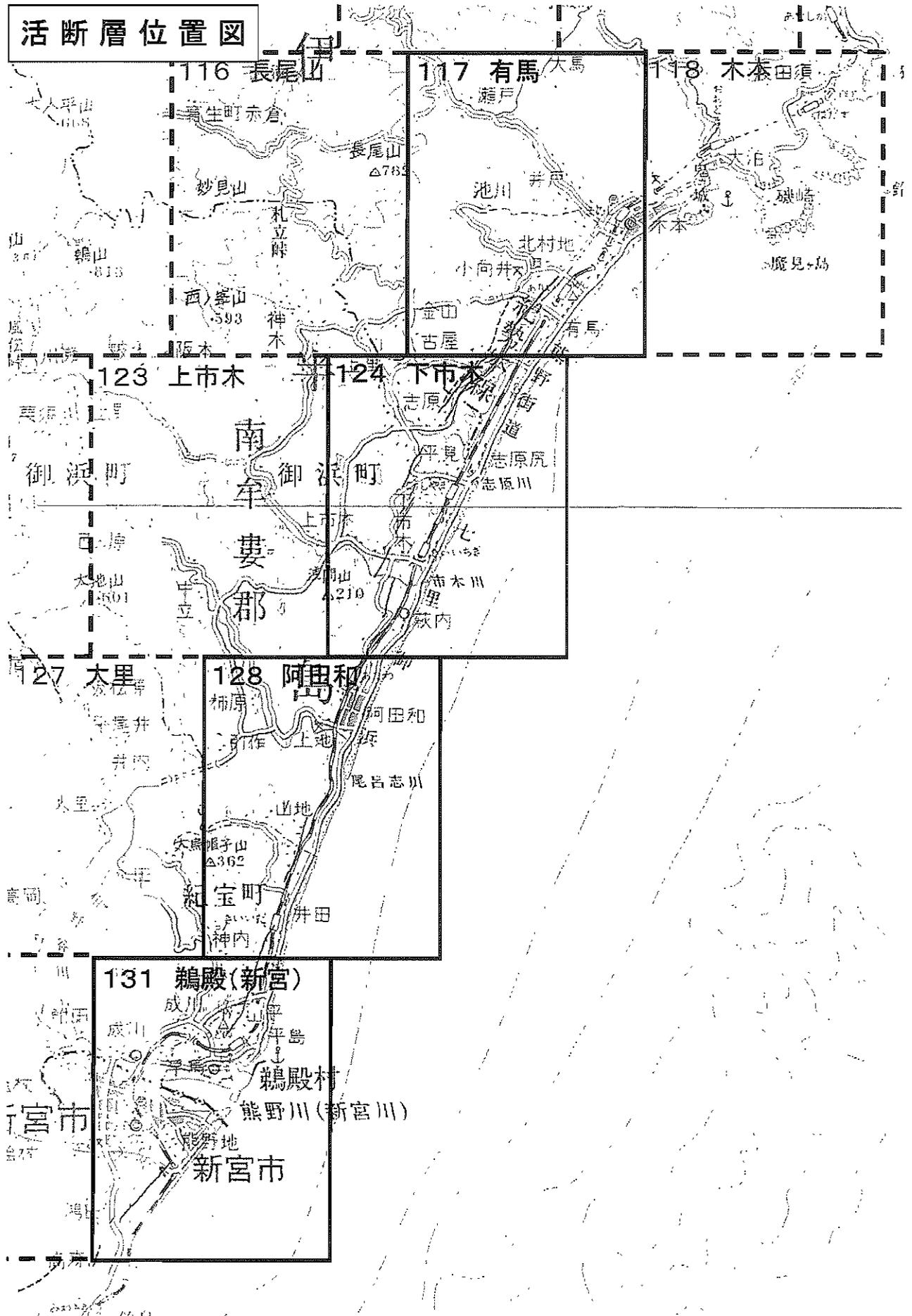
(1) 平成 22 年度調査方針

- ・ 平成 22 年度は、平成 21 年度成果を踏まえ、引き続き活断層の存否の確認を行うことに重点を置いた調査を実施する予定です。
- ・ 具体的な調査方針や内容については、引き続き共同研究を行う予定としている国立大学法人名古屋大学と協議を行いながら、決定します。

(2) 関係機関との連携及び住民への周知

- ・ 調査実施にあたっては、実施内容・時期等について、農繁期等を考慮するなど該当市町等と十分な連携をとることとし、調査の進捗状況に応じて、調査内容等について住民への周知を行っていきます。
- ・ 活断層に関する詳細な性状を明らかにするため、国や研究機関とも連携し、詳細調査を実施してまいります。

活断層位置図



1 4 「みえ風水害対策の日」「みえ地震対策の日」と啓発活動について

1 目的

近い将来に東海・東南海・南海地震等の発生が危惧されているとともに、近年台風や豪雨による風水害も多発しており、県民に防災に関する正しい知識を普及し、防災意識の向上を図ることが求められています。

このため、平成21年3月に施行した三重県防災対策推進条例で、伊勢湾台風により被災した9月26日を「みえ風水害対策の日」、昭和東南海地震が発生した12月7日を「みえ地震対策の日」と定め、各種啓発イベントを実施することで、減災を実現する県民運動の機運を高めていきます。

また、新聞、テレビ、ラジオ等の各種メディアを活用した啓発活動を実施し、県民一人ひとりの防災意識の向上と地域での防災活動を促進していきます。

2 事業内容

(1) 「みえ風水害対策の日」関連事業

9月26日

①風水害対策啓発イベント

日時：平成22年9月26日（日）

場所：熊野古道センター（尾鷲市）

内容：講演会、防災用品等の展示会、防災イベントなどを開催予定

②県庁及び各庁舎での防災啓発

パネル展示等の風水害に関する啓発を実施

(2) 「みえ地震対策の日」関連事業

12月7日

①「みえの防災風土づくり」シンポジウムの開催

日時：平成22年12月4日（土）13:00～16:30

場所：アドバンスコープADSホール（名張市青少年センター）

内容：基調講演、防災トーク等

②「みえの防災大賞」の表彰

県内における自主的かつ特色ある防災活動を行っている団体の表彰

③自主防災組織等交流会の開催

県内各地の自主防災組織等が集い、活動発表や意見交換等を行う交流会の開催

④各団体、市町、地域での取組

県内主要駅、ショッピングセンター等での街頭啓発のほか、各市町における防災訓練や防災フェアの実施

(3) 防災啓発活動

①テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、新聞等マスメディアを活用した啓発
年間を通じた計画的な防災啓発番組・広報の実施

②防災活動事例の紹介による啓発

特色ある自主的な防災活動を行っている自主防災組織等や事業所の取組内容を事例集により紹介し啓発を実施

③防災啓発車による啓発

防災啓発車4台(まなぶくん、まもるくん、そなえちゃん、体験くん)を活用し、県内各地に出向いて啓発を実施

(平成21年度活動延べ日数：418日)

④みえ出前トーク等による啓発

自主防災組織・企業・学校等からの要望を受け、県内各地に出向いて啓発を実施
(平成21年度実績：60件)

啓発事業の様相

伊勢湾台風50年事業「2009防災のつどい・みえ」
(平成21年9月26日・27日、桑名市長島町内)



「みえの防災風土づくり」シンポジウム
(平成21年12月6日、鳥羽市内)



防災啓発車の紹介

まなぶくん号
(平成22年4月から運用)



「第4回子育て応援！わくわくフェスタ」での啓発
(平成22年1月16日・17日、伊勢市内)



1 5 市町・地域防災力向上に向けた取組について

1 市町防災力向上支援

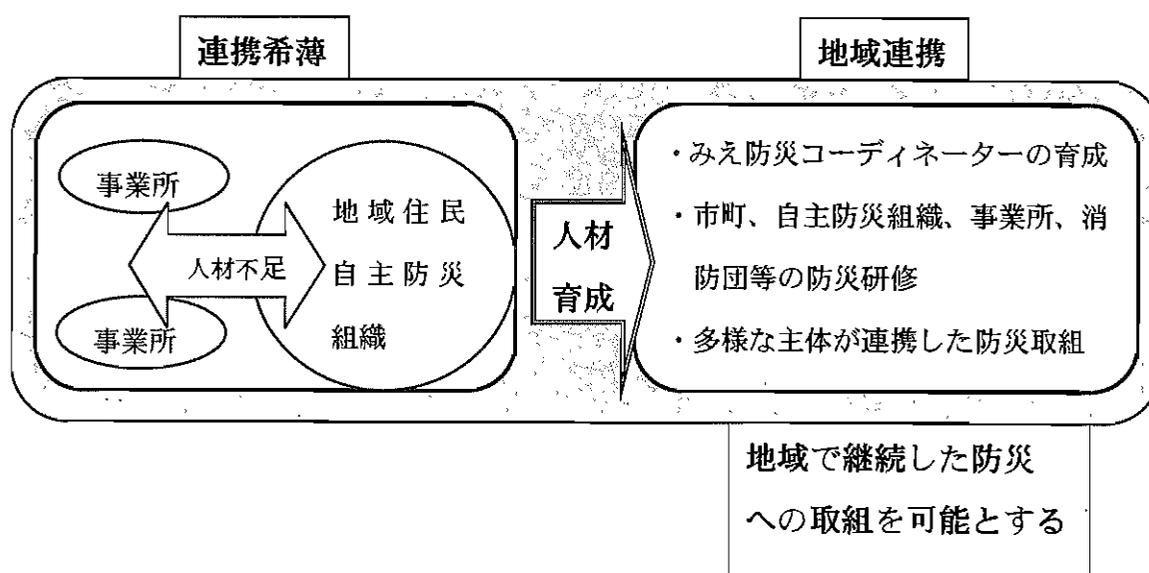
2年に1度実施する市町防災力診断結果に基づき、市町の防災力の強み・弱みを把握し、市町の具体的な取組のアドバイスを行うため、大学教員や県各部職員からなる「市町防災力向上アドバイザー」派遣を、平成21年度から3カ年計画で全市町を対象として行っています。

平成22年度は市町防災力診断の実施年であり、この診断結果に基づき「市町防災力向上アドバイザー」派遣を実施し、総合的なアドバイスを行います。

また、防災に関する専門的知識や指導能力のある専属の嘱託員を2名増員し、5名体制により、図上訓練等の支援を行います。

2 地域防災力向上支援ふるさと雇用再生事業

地域における「自助」、「共助」の取組を広げ、地域防災力を向上していくことが地域の被害を軽減し、早期な復旧を可能にすることから、県内地域・事業所等において、地域防災の担い手となる防災リーダー「みえ防災コーディネーター」等の育成を行い、地域住民・自主防災組織・事業所等の多様な主体が連携した地域の取組を強化していきます。



○三重大学との連携

地域の知の拠点である大学のノウハウを最大限に生かし、県と三重大学が連携して、県内各地域で人材育成等の事業を展開することにより、地域防災力の一段の向上を図っていきます。

県と大学とが連携した人材育成等

- (1) みえ防災コーディネーターの育成（50名予定）、フォローアップ研修（2回）
- (2) 三重県防災教育センター研修（4回実施）
- (3) 市町等防災講座の開講（伊勢市、菰野町他で実施予定）
- (4) 「美し国おこし・三重」関連事業
 - ・地域防災ネットワーク育成事業：住民を中心とした多様な主体が、市町の枠を超えてネットワークを構築するための仕掛けづくりを支援する。
 - ・地域防災ネットワーク支援事業：各ネットワークにおける地域のニーズ・特性に応じた問題点の検証及び対策活動の支援を行う。
- (5) 三重大学「美し国おこし・三重さきもり塾」の実施・運営支援
- (6) 調査・啓発関連事業
 - ・市町防災力診断（診断結果速報を基にアドバイザー派遣を実施）
 - ・避難の心得集の作成

3 自主防災組織活性化促進事業

自主防災組織の活動の活性化が重要なことから、次の事業など地域特性に応じた訓練等の防災活動、多様な主体による防災ネットワークへの積極的な参画を促すための事業を、引き続き展開していきます。

(1) 実践型訓練等実施支援（避難所運営訓練等）

市町若しくは地域が主体となり、主に自主防災組織を対象として実施する実践的な訓練等について、県が支援を行う。

(2) 地域防災活動（県民センター実施）支援

自主防災組織、自治会、ボランティア団体、市町、防災関係機関、企業等を対象として、多様な主体の連携・交流を深め、地域における防災活動の活性化を図る。

(3) 自主防災組織連絡協議会設置活動支援

市町単位の自主防災組織連絡協議会が設置され、活発に活動されるよう支援する。

地域の防災活動や自主防災組織で活躍していただける方、
消防団員や看護師・企業の防災担当の方・・・
あなたもチャレンジしてみませんか！

みえ防災 コーディネーター 育成講座

Mie Disaster Prevention
Coordinators 2010

受講者募集

三重大学自然災害対策室では、三重県と協働し、「みえ防災コーディネーター育成講座」を開講いたします。
この講座は、平常時は地域や企業等で防災コーディネーターとして自主的に啓発活動などを行い、災害時は公的な組織と協働して復旧・復興活動を支援するための十分な意識・知識・技能を有する防災コーディネーターを育成するものです。
なお、全32講座のうち26講座以上受講した方が「みえ防災コーディネーター」として認定されます。

※認定された方は、防災士機構が実施する防災士資格取得試験の受験資格が得られます。

募集
人員

50人（程度）

※応募者多数の場合は、調整させていただくことがあります。

開講
期間

平成22年7月～11月のうち全13日間

・津会場：日曜日

・尾鷲会場：土曜日

※尾鷲会場の第1回・第13回は津会場（日曜日）での受講となります。詳細な日程は裏面カリキュラム表をご覧ください。

受講
料

無料

※日本防災士機構が実施する
防災士資格取得試験料等は除く。

会
場

津会場：三重大学、三重県庁 ほか

尾鷲会場：尾鷲市防災センター ほか

※東紀州地域の方は、第1回および第13回を除き
尾鷲会場で受講していただけます。

受講
対象

三重県内在住、在勤、在学で全期間受講可能な方で、

・地域の防災活動経験者または企業等の防災担当者など

・地域の防災活動に自主的に参画する意欲のある方

❖ お申し込み方法

<ハガキ・E-mail>

「みえ防災コーディネーター育成講座受講希望」と明記のうえ、

①氏名(ふりがな) ②郵便番号 ③住所 ④年齢 ⑤電話番号
⑥職業(県外在住者は三重県内の勤務先または学校の所在市町名を併記) ⑦防災組織等での具体的な活動経験 ⑧希望する受講会場を記入し、下記「お申し込み先」住所・E-mailアドレスまでお送りください。

<FAX>

裏面に必要事項を記入し、下記「お申し込み先」番号までお送りください。

❖ 申込期間

平成22年

5月28日(金)～6月27日(日)

❖ 受講者説明会

尾鷲会場：7月3日(土) 尾鷲市防災センター

津会場：7月4日(日) 三重大学

※詳細は別途案内いたします。

お問い合わせ・お申し込み先

三重大学自然災害対策室

〒514-8507

津市栗真町屋町1577 社会連携研究センター306号室

☎/FAX：059-231-5486 E-mail：suzui@dimio.mie-u.ac.jp



このままFAXにてお送りください。

「みえ防災コーディネーター育成講座」FAX 受講申込書

FAX：059-231-5486 三重大学自然災害対策室

(ふりがな)

氏名

年齢

(歳)

住所

電話

FAX

(県外在住者は三重県内の勤務先又は学校の所在市町名を併記してください。)

(防災組織等での活動経験がある方は具体的にご記入ください。)

職業

防災組織等の
活動内容等

希望する会場 (どちらかに○をしてください。)

① 津会場 ・ ② 尾鷲会場

※応募に際し提供していただいた個人情報は、応募者名簿の作成、応募者への連絡のために利用し、その他の目的には使用いたしません。

平成22年度「みえ防災コーディネーター育成講座」カリキュラム

No.	月日/曜日 (尾鷲会場)	会場	第1時限 (10:30~12:00)	第2時限 (13:00~14:30)	第3時限 (14:40~16:10)
第1回	7月11日/日	三重県総合文化センター大研修室	開講式	みえの防災風土づくり	三重県の防災対策
第2回	7月25日/日 (7月31日/土)	三重県労働金庫津支店会議室1	危機管理	災害心理学 (避難所運営)	東海・東南海・南海および 内陸地震に備えて
第3回	8月1日/日 (8月7日/土)	三重大学 190番教室	気象学	風水害	土砂災害と住民
第4回	8月22日/日 (8月28日/土)	三重大学 190番教室	防災まちづくり	建築防災	防災コミュニティー
第5回	9月12日/日 (9月25日/土)	三重大学講堂 小ホール	災害時要援護者	被災者支援・図上訓練	
第6回	9月26日/日 (10月2日/土)	三重大学 190番教室	自主防災	ボランティア	防災教育
第7回	10月3日/日 (10月16日/土)	三重大学 190番教室	災害医療と応急対応	災害時の健康問題	災害と行政
第8回	10月17日/日 (10月23日/土)	三重県総合文化センター視聴覚室	災害と保険	災害とマスコミ	企業防災
第9回	10月24日/日 (11月6日/土)	三重県庁講堂	消防活動	地震災害史	災害警備活動
第10回	11月7日/日 (11月13日/土)	三重県庁講堂	バイスタンダー	普通救命講習	
第11回	11月14日/日 (11月20日/土)	(工学部)	災害社会学	タウンウォッチング・避難対応	
第12回	11月21日/日 (11月27日/土)	三重大学 190番教室	気象情報	初動対応・図上訓練	
第13回	11月28日/日	三重大学 190番教室	災害に強い 地域づくりのために	閉講式	(防災士資格取得試験)

※こちらの欄介下段 () 内は尾鷲会場での受講日です。
 ※講師の都合により、講座日程等が変更される場合があります。

〔参 考〕平成21年度の取組実績

1 自主防災組織活性化促進事業

(1) 地域防災教育センター研修

地域防災は地域の多様な主体が協働して実施する必要があるため、自主防災組織、消防団及び地元企業を対象に防災研修を実施。

【9 県民センター】 延べ12日間 参加者：1,383名

(2) 自主防災組織等活性化ワークショップ

市町または地域が主体となり、主に自主防災組織を対象として実施する啓発事業（ワークショップ、研修、講演会等）に講師派遣。

【10 市町】 参加者：1,309名

四日市市、津市、松阪市、明和町、伊勢市、鳥羽市、伊賀市、名張市、尾鷲市、熊野市

(3) 自主防災組織の広報誌「みえ自主防だより」の発行支援

国や県の防災対策の情報やデータ等を提供し、各市町や各自主防災組織等の機関紙等の発行を支援。

No. 1	(8/26)	:	災害と防災対策の理解を深めよう
風水害特別号	(8/26)	:	伊勢湾台風から50年
No. 2	(10/2)	:	突然地震が起こったら…?
No. 3	(12/1)	:	我が家の地震対策
No. 4	(2/4)	:	自主防災はなぜ必要?

(4) 自主防災組織等交流会

自主防災組織活動の活性化及び自主防災組織間の連携・強化をはかるため、県域及び県域を越えた交流会に加え、地域単位での交流会を実施。

○県域交流会

日時：H21年12月6日（日） 場所：鳥羽市民文化会館 参加者：80名

○4県連携交流会（三重・和歌山・徳島・高知）

日時：H21年12月19日（土） 場所：高知県高知市 参加者：100名
三重県からの参加団体：柘植地域まちづくり協議会（自主防災実行委員会）

○地域別交流会

【9 県民センター】 延べ11日間 参加者数：754名

2 みえの防災活力支援事業（みえの防災大賞）

特色ある防災活動を自主的に行っている県内の団体を表彰するとともに（大賞1団体、奨励賞5団体）、優良事例として発表することで、自主的な防災活動の一層の充実、発展を促進。

募集期間：H21年7月8日～9月16日 応募団体数：31団体

大賞：子育て応援！！0, 1, 2, 3サークル（鳥羽市）

奨励賞：伊勢市厚生地区まちづくりの会、紀宝町災害見守り体制連絡協議会
津市南が丘地区自主防災協議会、四日市市内部地区自主防災協議会
四日市市立中部西小学校

表彰式：H21年12月6日（日）みえの防災風土づくりシンポジウム

参加者：約700名

3 企業防災力向上事業（地域別企業向け研修）

地域の自主防災組織や消防団等との顔の見える関係、事業所が地域の一員として活躍できる体制構築のため、事業所と地域が連携した防災訓練・研修を実施。

【5地域】参加者：483名 四日市地域、鈴鹿地域、津地域、松阪地域、尾鷲地域

4 避難所運営訓練

災害により避難の必要が生じたことを想定し、自主防災組織、消防団等を中心に一般住民等を対象とした、避難所運営訓練（宿泊型等）を実施。

【6市町】参加者：約1,034名 東員町、亀山市、松阪市、鳥羽市、尾鷲市、熊野市

5 地域防災力向上支援プロジェクト事業

三重大学と連携して、次の事業を実施。

① みえ防災コーディネーター育成

開講期間7月5日～12月13日 32講座（62名を「みえ防災コーディネーター」に認定）

② 三重県防災教育センター研修

県内市町及び企業防災担当者や自主防災組織・消防団等を対象に防災研修を実施。
4回 参加者：653名

③ 防災ネットワーク活動支援・育成支援事業

既構築5ネットワーク（三泗、松阪、伊勢志摩、伊賀、東紀州）の活動の企画段階から支援とともに、未構築地域での新たなネットワーク構築に向けた活動を支援。
（H22年度構築を目指し、桑員地区の活動を支援）

6 市町防災力向上事業

（1）市町防災力向上アドバイザーの派遣

市町防災力診断結果（H20）に基づき、防災力向上アドバイザー（大学教員、県職員）を派遣し、問題点の把握、改善策の分析・検討等、総合的な支援を実施。

【8市町】

四日市市、多気町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、紀北町、熊野市

（2）市町図上訓練支援

防災に関する専門的知識や指導能力のある専属嘱託員により、市町図上訓練の導入を促進。

【15市町で実施】

東員町、四日市市、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、多気町、明和町、名張市、南伊勢町、大紀町、尾鷲市、紀北町、紀宝町

7 いのちを守る減災対策推進事業

市町が実施する津波対策、孤立対策等の事業を支援。

① 津波対策促進事業（13市町 37件）

津波避難路、津波避難誘導標識、津波避難ビル外付け階段の整備

② 孤立対策促進事業（7市町 7件）

資機材整備（発電機、浄水器等）、防災行政無線アンテナ整備

③ 避難所耐震化対策促進事業（2市町 4件）

集会所等の公共的施設の耐震化

④ 災害時要援護者対策促進事業（20市町 37件）

避難所バリアフリー化、資機材整備（AED、アレルギー対応食等）保育所等への緊急地震速報設備設置、高齢者世帯等への耐震シェルター設置・家具固定

16 企業防災力向上に向けた取組について

1 目的

東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生により懸念されている未曾有の災害に対応していくためには、地域の一員である事業所の防災力向上による地域防災力の向上にも効果が期待されております。

より多くの事業所が自らの防災力向上に取り組み、災害発生時には地域と連携して企業の持つ人的資源、物的資源の活用等が図られるよう支援します。

2 三重県の現状

県では、これまで、企業防災力診断や企業向け研修、防災対策の優良事例集作成を実施して、企業防災力の向上に取り組んできました。

しかしながら、企業自身が被災した際、事業を復旧させるための前提として必要となる、企業の業務継続計画（以下、「BCP」という）の策定が進んでいないのが現状です。

このほか、三重県における事業所の防災取組状況調査において、以下の課題が浮かび上がってきました。

- ①実効性のある防災計画の立案
- ②事業所の従業員、家族に向けた防災啓発・教育
- ③地震防災活動を企業の経営問題としてとらえ、リスクマネジメントの一環として、取り組む重要性和責任を事業所に理解してもらう仕組み
- ④周辺地域や他企業との連携や協定

3 平成22年度の取組内容

上記課題の解決のため、三重大学と連携し、県内企業の防災力向上のための取組を進めていきます。

(1) 三重県中小企業BCPモデル作成

中小製造業向け、中小商業・サービス業向けに対象を分け、代表的対応策や記入見本を提示したBCPモデルを作成し、このモデルを活用した中小企業のBCP策定を支援していきます。

(2) 三重県企業防災ネットワークの構築

企業防災を全県的に推進することを目的として、商工会議所、商工会等を通じて、企業と行政を中心とした連携、相互理解を深める仕組みを構築していきます。

(3) 企業防災力診断の実施

県内事業所について現状の防災力を調査し、防災対応力の強み、弱みを把握して、それぞれの事業所における自助・共助を促進するため、企業防災力診断（3年に1度）を実施します。

(4) 地域別企業向け研修の実施

県内5箇所において、事業所の防災対策、業務継続計画、被災事業所の事例等について研修会を実施し、各事業所の防災力向上に繋がります。

(5) 防災対策優良事例集作成

企業防災力診断に基づいた優良企業の取組事例集を作成・発行します。

17 高圧ガス事業所等の予防・保安対策について

1 高圧ガス事業所等に係る予防・保安対策

(1) 現 状

① 高圧ガス関係

高圧ガスによる事故の発生及び災害の拡大を防止するため、高圧ガス事業所に対し、完成検査及び保安検査並びに立入検査を実施し、法令違反が生じないよう指導・監督しています。

また、各種研修会及び講演会の実施や関係保安団体による事業所巡回点検を支援することにより、コンプライアンスの徹底を図っています。

●高圧ガス関係事業所数（製造所、貯蔵所等）※	839
当該事業所に対する完成検査及び保安検査並びに立入検査件数	487
巡回点検実施事業所数	156
●LPガス販売所数※	529
当該販売所に対する立入検査件数	516

② 火薬類関係

火薬類による事故の発生及び災害の拡大を防止するため、火薬類を取り扱う関係事業所に対し、火薬庫等の完成検査、保安検査及び立入検査を実施し、適切な保安管理等について指導しています。

●火薬類取扱事業所数（煙火製造所、火薬庫、販売所）※	145
当該事業所に対する完成検査及び保安検査並びに立入検査件数	145

③ 電気関係

電気工事の欠陥等による事故の発生及び災害の拡大を防止するため、電気工事業者の事務所等において、立入検査及び現地調査を実施し、適切な保安管理等について指導しています。

●電気工事業関係事業所数※	1,770
当該事業所に対する立入検査及び現地調査件数	217

④ 消防法関係

危険物、消防用設備の不備等による事故の発生及び災害の拡大を防止するため、危険物取扱者及び消防設備士免状所持者に対する保安講習を実施しています。

●危険物取扱者保安講習	24回実施	3,967名受講
●消防設備等の工事又は整備に関する講習	9回実施	1,091名受講

※ 事業所数等は平成20年度版消防防災年報の数値、検査件数等は平成21年度実績値。

(2) 今後のコンプライアンス確保への取組

昨年度に引き続きコンプライアンス推進事業を実施し、立入検査のほかコンプライアンス研修等の啓発や事業所巡回点検を実施し、コンプライアンスの徹底を図っていきます。

2 コンビナート事業所防災

(1) 現 状

危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積している石油コンビナート地域（四日市臨海地区及び尾鷲地区。）については、災害の発生及び拡大を防止するため上記個別法による規制に加え、施設のレイアウトや防災資機材等について定めた石油コンビナート等災害防止法による規制が行われており、県では同法に基づき防災計画を定め、総合的な防災体制の確立を図っています。

(2) 今後の対応

コンビナート地域では、火災などの異常現象が平成21年度は6件発生しており、消防機関への通報が遅れたり、過去、類似の現象を報告していなかった事例もあったことから、立入検査を強化し災害防止を指導していきます。

また、法改正により配備された大容量泡放射システムについて、各特定事業所での実機を使用した訓練を指導し、警防活動計画の検証を行っていきます。

【参 考】

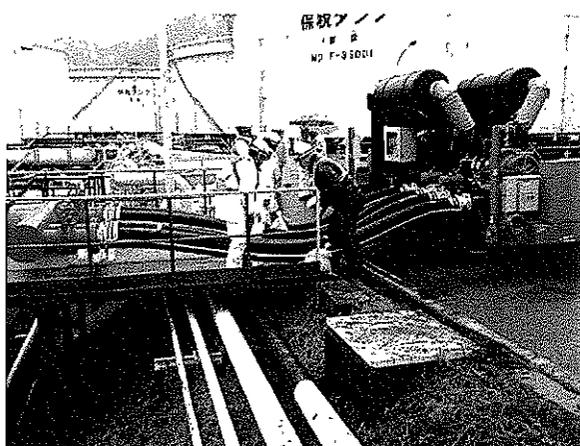
大容量泡放射システムの概要

平成15年9月に発生した北海道十勝沖地震において危険物タンクが全面火災となった際、消火に40数時間を要しました。石油コンビナートが現在常備している大型化学消防車などではこのような全面火災に対応が困難なことから、平成16年に石油コンビナート等災害防止法が改正され、全国12地区に平成20年11月末までに配備が義務づけられました。

【中京地区】

対象事業所	三重県 4事業所 愛知県 7事業所
放射能力	最大 30,000 リットル/分 × 2基
常置場所	昭和四日市石油(株)四日市製油所 楠タンクヤード内

○ 実機を用いた訓練（尾鷲：平成21年11月17、18日）



3 三菱マテリアル株式会社四日市工場の高圧ガス保安法違反について

(1) 概要

平成22年4月28日、三菱マテリアル株式会社四日市工場に対し、高圧ガス保安法に基づく立入検査を行ったところ、許可を受けずに高圧ガスを取り扱っていることが確認されたため、同社に対して高圧ガスの製造の停止を指導するとともに、4月30日同社に対し文書で嚴重注意を行いました。

(2) 違反の内容

液化ガスであるトリクロロシランを高圧ガス保安法に規定する圧力以上の状態で扱っていた。

(3) 今後の対応

5月13日付けの同社からの製造施設設置状況及び運転条件等の報告に基づき、工場の施設を高圧ガス保安法の基準に適合させるよう指導していきます。

また、法令の遵守、コンプライアンス体制の再構築を指導していきます。

なお、高圧ガス保安法の許可については、事業者が申請前の技術的検討に時間を要すると思われるため時期は未定です。

〔参 考〕

三菱マテリアル株式会社四日市工場の概要

所在地	: 三重県四日市市三田町5番地
敷地面積	: 約135,000m ²
主要生産品目	: 多結晶シリコン、クロロシラン類
生産能力	: 多結晶シリコン 約 1,850トン/年 クロロシラン類 約 30,000トン/年

高圧ガス保安法

物質が圧力の高い状態にあることについて、それが潜在的に有するエネルギーの危険性に鑑み規制を行っています。

トリクロロシラン

多結晶シリコンを製造する過程において生成される物質で、使用条件によっては、高圧ガス保安法の適用を受けます。

多結晶シリコン

多結晶シリコンは主に半導体用単結晶シリコンの原材料として使用されています。同工場の生産能力は日本で第2位で、同工場の生産量は世界シェアの約15%を占めています。

18 危機管理の推進について

1 三重県危機管理方針等について

本県では、平成15年度のトータルマネジメントシステムの検討の中で、危機管理の仕組み・体制の強化についての検討を進め、抜本的な見直しを行い、危機管理を県政のマネジメントのベースの一つとして位置づけるとともに、「三重県危機管理方針」、「三重県危機管理計画」及び「三重県危機管理実施手順」を作成し、「知る」、「備える」、「行動する」をキーワードとして、平成16年度から全庁的な危機管理を推進しています。

さらに、平成18年度からは、リスク把握に向けた取組等を強化させるとともに、防災危機管理部に危機管理監（次長級）を設置し、各部局等のリスク対応やその進行管理、危機発生時の迅速な対応など、各部局等の対応についての調整や助言等の機能の充実を図っています。

(1) 三重県危機管理方針

県の危機管理推進の基本的な方針をまとめたもので、全職員が危機管理に取り組む共通認識とするものです。

(2) 三重県危機管理計画

危機管理体制の構築、危機発生時の対応、未然防止対策等の危機管理に係る基本的な取組をまとめたものです。

(3) 三重県危機管理実施手順

危機管理を実施する際の具体的な行動指針やサポートツール等をまとめたもので、室長等の職員の行動手引書となるものです。

2 危機管理体制について

防災危機管理部において全庁的な危機管理を総括し、部局等の危機管理に対する助言、調整等を行うとともに、部局、県民センターへの危機管理責任者の配置、危機管理を推進するための連絡調整機関である危機管理連絡会議の設置などにより、全庁的な危機管理体制を構築しています。

3 平常時の主な取組

危機発生時には、必要に応じて危機対策本部を設置するなど、迅速かつ的確な対応を行うほか、平常時においても、未然防止対策等に取り組んでいます。

(1) 未然防止対策

①既存事業のリスクの把握とその対応

平成18年度から、未然防止対策の徹底を図るため、「リスク把握取組」を行っています。この取組は、部局内、所属内での対話を通して、各部局等の既存事業・制度等に潜んでいるリスクの把握等を行い、当該リスクへの対応を検討するものです。

②新規事業で予想されるリスクの検討と対応

「新しい事業に取り組む際のチェックリスト」をもとに、新規事業を検討する際に予想されるリスクとその対応策を検討して「リスク評価シート」に整理し、予算要求を行うこととしています。

③リスク情報の活用

イントラの部ホームページにヒヤリハット事例、過去の危機発生事例、危機管理に関する情報等を掲載することにより全庁への情報共有を行い、類似事例の発生防止を図ります。

④「原因分析シート」による再発防止のための必要な措置の検討

危機が発生した場合に、危機発生の原因や背景を分析し、再発防止のために必要な措置を講じます。

⑤危機管理状況のモニタリング

防災危機管理部が部局等の危機管理の取組状況をモニタリングし、部局等の取組の改善について助言を行っています。

(2) 研修、訓練

- ① 各階層別昇任時職員を対象とする危機管理研修の実施
- ② 職員を対象とした危機管理セミナーの実施
- ③ 危機管理責任者、危機管理推進員、室長等に対する専門的な研修の実施
- ④ 個別危機管理マニュアルに基づく訓練及び情報伝達訓練の実施 等

4 今後の対応方針

(1)「リスク把握取組」の継続実施

今年度以降も引き続き、新たなリスクの把握や既存リスクに対する対策の確認・強化に向けて各所属等での対話を通したリスク把握取組を各部局で実施することによって、毎年、各部局が把握したリスクとそれへの対策を蓄積し、各部局が進行管理を行うとともに、防災危機管理部は全体としての進行管理、水平展開を行い、着実な未然防止対策等の推進を図っていきます。

(2) 研修等の強化

研修や訓練について、より効果的な研修の実施に努めるとともに、部局内研修の実施強化に取り組み、職員の危機管理意識の浸透、定着や危機への対応力のより一層の向上に努めます。

(3) 各部局との連携

各部局の危機管理責任者等との連携を密にし、危機発生時により迅速かつ的確な対応を行うようにしていきます。

1 9 新型インフルエンザ対策について

1 新型インフルエンザの発生について

平成21年4月にメキシコ及び米国で豚インフルエンザ（A/H1N1）に感染した患者が多数確認されたことを受け、国はこの豚インフルエンザを感染症法に基づく「新型インフルエンザ」として位置づけ、感染拡大防止に向けた取組を開始しました。

その後も新型インフルエンザの感染が世界中に拡大し、6月にはWHOが警報レベルを6に引き上げ、世界中でまん延していることを宣言しました。

2 県内の発生状況とその対応

平成21年4月28日に、国対策本部の設置を受け、「三重県新型インフルエンザ対策本部」を設置し、新型インフルエンザ行動計画に基づき、全庁的に対策を進めてきました。

5月には国内初の感染者が確認され、6月には県内でも初の感染者が確認されました。その後は県内での感染者数が増加し、10月末には県内におけるインフルエンザの患者数がピークに達し、相談窓口の設置、ワクチンの接種、啓発等により、感染拡大防止、県民の不安の軽減を中心として取り組んできました。

3 今年度の対応

現在、流行は鎮静化していますが、再流行や病原性が高いインフルエンザの発生に備えていく必要があります。

再流行に備えては、これまでの課題を厚生労働省が検証しているところですが、県としても専門家会議で検証を行い、国の検証結果と合わせて、再流行に備えていきます。

また、より病原性の高いインフルエンザが発生した時には、影響が極めて広範囲に及ぶため、発生・流行時に早急な対応によりパンデミックの発生を少しでも遅らせて感染被害を最小限に抑える必要があるため、全庁的な活動内容の具体化に努めていくとともに、迅速かつ的確な対応をできるよう職員の対処能力の向上及び関係機関との連携を強化していく必要があります。

4 今年度の事業概要（防災危機管理部分）

(1) 新型インフルエンザ対策図上訓練〔仮称〕の実施

本県での新型インフルエンザ発生・流行時の人的被害、具体的な社会機能への影響等を把握し、県としてパンデミックの発生を遅延させ社会機能を維持することが感染被害の抑制に繋がることから、庁内各部局連携のもと、具体的な社会的影響シナリオに基づく図上訓練を実施し、対策の確認と職員の対処能力の向上を図ります。

(2) 新型インフルエンザ対策行動計画の修正

前記図上訓練後、対策内容や活動方針についての課題を整理したうえで、必要に応じて、新型インフルエンザ対策行動計画を見直し、所要の修正を行います。

20 国民保護の推進について

1 国における法令等の整備について

平成15年6月に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（事態対処法）などの有事関連三法が成立し、国民保護法については、有事法制の中核として位置づけられる事態対処法に基づいて作成され、平成16年6月に公布、同年9月に施行されました。

また、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針及び県が国民保護計画を作成する際の基準となるべき事項を定めた「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）が平成17年3月に閣議決定されるとともに、消防庁による「都道府県国民保護モデル計画」が平成17年3月に公表されました。

2 県・市町等のこれまでの取組

国における関係法令等の整備を受け、平成16年度以降、県においては三重県国民保護計画を作成したほか、国民保護訓練の実施など、国民保護に関する各種取組を進めています。

(1) 県の体制整備

平成17年3月28日に「三重県国民保護協議会条例」、「三重県国民保護対策本部及び三重県緊急処理事態対策本部条例」、「災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例」を公布、施行し、平成17年4月1日に国民保護協議会を設置しました。

(2) 県国民保護計画及び市町国民保護計画等の作成

平成18年1月31日に県国民保護協議会で計画最終案について承認された後、国と正式協議のうえ、3月31日の閣議決定を受け、同日公表しました。

また、平成18年3月に作成した県国民保護計画に基づき、平成19年3月末までに、29市町の全てが国民保護計画を、8指定地方公共機関が国民保護業務計画をそれぞれ作成しました。

(3) 県国民保護対策本部活動要領の作成

武力攻撃事態等及び緊急処理事態における県国民保護対策本部の活動についての必要事項を定め、県の国民保護措置の円滑適切な推進を図るために、平成20年3月に国民保護対策本部等活動要領を作成しました。

(4) 国民保護訓練の実施

緊急処理事態発生時における初動措置の確認、緊急処理事態対策本部における業務の確認、関係機関相互の連携強化を主な目的として、県国民保護計画に基づく国民保護図上訓練を平成19年度以降毎年1回実施し、緊急処理事態発生時の職員の対処能力の向上を図っています。

(5) 市町避難実施要領作成の支援

市町ごとの主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法を示すため各市町が避難実施要領（パターン）を作成する必要がありますが、県が作成した避難要領や市町避難実施要領の手引きを市町に提供するとともに、地域検討会の開催を通じて作成の支援を行いました。

3 今後の対応方針

(1) 国民保護訓練の実施

国民保護図上訓練について、引き続き訓練を積み重ね、対処能力の更なる研鑽に努めていく必要があることから、今年度以降も引き続き訓練を実施します。

また、訓練で明らかになった課題について検証を行い、県国民保護計画、国民保護対策本部等活動要領等について、より実効性のある計画・要領になるよう見直しをすることで今後の訓練につなげていくこととします。

(2) J-A L E R Tの整備促進

住民に緊急情報を伝達するための有効な手段として市町への整備促進を図ってきた結果、5月1日現在で県内18市町が導入済みですが、21年度に新設された国交付金を活用し、県内全市町においてJ-A L E R Tが導入されるように諸手続きを進めていきます。

(3) 市町の国民保護施策推進支援

市町の避難実施要領（パターン）の作成について、引き続き地域検討会の開催等を通じて支援を行い、作成の推進を図るとともに、市町国民保護計画の変更、国民保護訓練の実施等、市町の国民保護に係る諸施策についての支援を行っていきます。

【参考】全国瞬時警報システム（J-A L E R T）

弾道ミサイルや津波などの対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて地方公共団体に情報を送信し、市町の同報系行政無線を自動起動することにより、住民に緊急情報を伝達するシステムです。